



# 医療的ケア児等及びご家族が 利用できる 主な行政サービスについて



令和8年1月  
豊島区障害福祉課

# 相談支援

事業名	内容	問合せ先
豊島区医療的ケア児相談窓口 (医療的ケア児等コーディネーター配置)	医療的ケア児に係る総合的な一次相談窓口として、医療的ケア児とその家族を対象に利用できる制度やサービスを案内するほか、関係機関と連携しながら支援します。	○障害福祉課 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451 ○児童発達支援センター ☎03-6777-0370
東京都医療的ケア児支援センター 【東京都(区部)】	医療的ケアが必要な子どもやその家族が、子どもの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう相談に応じます。自治体・関係機関などへの情報提供や連絡調整も行います。 ※18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。	○地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大塚病院内 ☎03-3941-3221
療養相談	保健師等が、家庭訪問や面談等により療養上の相談に応じます。	○健康推進課 保健指導グループ ☎03-3987-4174 ○長崎健康相談所 保健指導グループ ☎03-3957-1191
母子保健事業	豊島区在住の母子に対して、赤ちゃん訪問、子どもの健康診査(乳幼児健診)、予防接種の相談などを行います。	
児童発達支援センター	心身の発達に困難をもつ子どもとその家族に対して、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで、家族が子育てに自信をもち、安定した生活が送れるように支援します。	○児童発達支援センター ☎03-6777-0370
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請の際、本人や保護者の意向から適切なサービスの組み合わせを検討し、障害児支援利用計画案の作成や通所決定後の連絡・調整等を行います。	○障害福祉課 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451
豊島区在宅医療相談窓口・多職種連携拠点	医療ソーシャルワーカーが、在宅療養を希望する区民・ご家族、医療・介護関係機関等から、在宅医療に関する相談を受け付けています。年齢や疾病など対象の制限はありません。(必要に応じて医療・介護関係機関と連携し、安心して在宅療養を継続できる体制を整備します。)	○豊島区在宅医療 相談窓口・多職種連携拠点 ☎03-5956-8586
豊島区口腔保健センター (あぜりあ歯科診療所)	障害をお持ちのため、これまで十分な歯科治療を受けることが出来なかった方、または、一般歯科診療所で受診困難の方には訪問診療を行います。	○豊島区口腔保健センター (あぜりあ歯科診療所) ☎03-3987-2425

## 医療的ケア児支援

事業名	内容	問合せ先
重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト事業	自宅や学校等に看護師を派遣し、家族等が日頃行っている医療的ケアや療養上の行為(食事介助、排泄介助、体位交換等)を家族に代わって行います。	○障害福祉課 ・身体障害者支援グループ(18歳以上) ☎03-3981-2141 ・児童・障害児支援グループ(18歳未満) ☎03-4566-2451
在宅重症心身障害児(者)等 訪問事業 【東京都】	看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。	○健康推進課 保健指導グループ ☎03-3987-4174 ○長崎健康相談所 保健指導グループ ☎03-3957-1191
在宅人工呼吸器使用難病患者 訪問看護事業 【東京都】	在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、医療保険で定められた回数を超えて行う訪問看護に対し、委託事業を実施します。	○健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172 ○長崎健康相談所 管理・事業グループ ☎03-3957-1191
在宅難病患者一時入院 【東京都】	在宅難病患者の在宅生活を支えているご家族等の介護者が、自身の病気や事故等の理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者さんが短期間入院できるよう、都内病院にベッドを確保しています。	



## 児童に関する手当

事業名	内容	問合せ先
児童手当	子どもを養育する父母などに支給される手当です。	
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するための手当です。判定の結果非該当となることがあります。また、障害のある児童に関連する公的年金等の支給がある場合は併給調整があります。	○子育て支援課 児童給付グループ ☎03-3981-1417
児童育成手当の「障害手当」	中程度以上の障害がある児童を養育している方に支給する手当です。判定の結果非該当となることがあります。	

## 心身障害児に関する手当

(20歳未満の心身障害児のいるご家庭に対して各種手当が支給されます)

事業名	内容	問合せ先
特別児童扶養手当 【国】	中程度以上の障害がある児童を養育する方に支給する手当です。判定の結果非該当となることがあります。	○子育て支援課 児童給付グループ ☎03-3981-1417
障害児福祉手当 【国】	20歳未満で、重度の障害により日常生活において常時介助を必要とする方に、手当を給付します。判定の結果非該当となる場合があります。	○障害福祉課 給付グループ ☎03-3981-1963
重度心身障害者手当 【東京都】	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする方に、手当を支給します。判定の結果非該当となる場合があります。	

## 心身障害者に関する手当

事業名	内容	問合せ先
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1級から3級、愛の手帳1度から4度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方に、障害の程度により手当を給付します。	○障害福祉課 給付グループ ☎03-3981-1963
重度心身障害者手当 【東京都】	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする方に、手当を支給します。判定の結果非該当となる場合があります。	
特別障害者手当 【国】	20歳以上で、著しく重度の障害にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に、手当を給付します。判定の結果非該当となる場合があります。	



## 医療的ケアのある方に 関連する医療費助成

事業名	内容	問合せ先
東京都心身障害者 医療費助成(マル障)	重度の心身障害者の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が医療費の自己負担額の一部を助成します。	○障害福祉課 給付グループ ☎03-3981-1963
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000グラム以下、または生活力が弱く、運動不安、けいれん等の症状で指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた未熟児に、医療の給付をします。(指定医療機関に入院した場合に限ります)	○健康推進課 管理・事業グループ ☎03-3987-4173 ○長崎健康相談所 管理・事業グループ ☎03-3957-1191
自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある18歳未満のお子さんで、手術などにより確実な治療効果が期待できるかたに、医療の給付をします。	
小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、当該疾病に対する医療費の自己負担額の一部を助成します。	○健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172 ○長崎健康相談所 管理・事業グループ ☎03-3957-1191
難病医療費助成制度 【東京都】	指定難病又は都制度対象疾病に罹患している方について、当該疾病に対する医療費の自己負担額の一部を東京都が助成します。	
自立支援医療(更生医療)	身体障害者が、手術などによって、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力を回復したり獲得したりすることを目的として定められた医療機関で行う医療費の自己負担分の一部を公費負担します。	○障害福祉課 身体障害者支援グループ ☎03-3981-2141



## 心身障害者扶養共済制度

事業名	内容	問合せ先
心身障害者扶養共済制度 【東京都】	心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。加入者(保護者)が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障害となったときは、心身障害者に終身一定額の年金を支給します。	○障害福祉課 給付グループ ☎03-3981-1963

## 手帳

事業名	内容	問合せ先
身体障害者手帳	身体障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。	○障害福祉課 サービス調整グループ ☎03-4566-2442
愛の手帳	知的障害者(児)の方に交付される手帳です。	○豊島区児童相談所 ☎03-6758-7917
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つかたが申請できます。	○健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172 ○長崎健康相談所 管理・事業グループ ☎03-3957-1191

## 障害福祉サービス

事業名	内容	問合せ先
短期入所(ショートステイ)	障害児(者)等の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障害児(者)施設や病院に短期間入所して必要な支援を行います。	○障害福祉課 <18歳以上> 身体障害者支援グループ ☎03-3981-2141 知的障害者支援グループ ☎03-3981-1853 精神障害者福祉グループ ☎03-3981-1988
居宅介護	在宅生活に必要な通院介助及び入浴・排せつ及食事等の身体介護、洗濯等の家事援助の為にヘルパーを派遣します。	<18歳未満> 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451 ○東部障害支援センター ☎03-3946-2511 ○西部障害支援センター ☎03-3974-5531
移動支援	屋外での移動に困難な障害者・障害児の方に、月50時間を上限として地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います(マンツーマンによる個別的支援)。	
日中一時支援	障害児(者)等の介護を行う者の疾病・出産・休養等の理由で一時的に介護できないときに、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援を行います。	

## 障害福祉サービス(療育)

事業名	内容	問合せ先
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援をし、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて肢体不自由児に治療を行います。対象者は、未就学児です。	○障害福祉課 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451 ○児童発達支援センター ☎03-6777-0370
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行います。対象者は18歳未満の学校に在学している児童です。	
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所、幼稚園や学校などを訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。未就学児、就学児ともに利用可能です。	
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力向上のために必要な支援を行います。未就学児、就学児ともに利用可能です。	



## 日常生活の支援

事業名	内容	問合せ先
在宅難病患者医療機器貸与・整備【東京都】	在宅難病患者が在宅で使用する医療機器（吸入器、吸引器）を貸与・整備し、併せて訪問看護を実施することにより、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図ります。	○健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172 ○長崎健康相談所 管理・事業グループ ☎03-3957-1191
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病受給者証の所持者に、日常生活用具（18品目）の給付を行います。	
補装具費の支給	身体機能を補完・代替し、かつ、長期継続して使用される義肢、装具、車いす（バギー）等の購入費、修理費の給付を行います。 ※愛の手帳のみの方は対象外	○障害福祉課 〈18歳以上〉 サービス調整グループ ☎03-4566-2442 知的障害者支援グループ ☎03-3981-1853 精神障害者福祉グループ ☎03-3981-1988 〈18歳未満〉 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451 ○東部障害支援センター ☎03-3946-2511 ○西部障害支援センター ☎03-3974-5531
日常生活用具・住宅改修費の給付	日常生活上の不便を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具など）及び屋内移動設備住宅改修費の給付を行います。	
紙おむつの支給・おむつ購入費の助成	常時寝たきり、又は失禁状態のためおむつが必要な方へ紙おむつの支給、おむつ購入費（入院時のみ対象）の助成を行います。	○障害福祉課 〈18歳以上〉 サービス調整グループ ☎03-4566-2442 知的障害者支援グループ ☎03-3981-1853 〈18歳未満〉 児童・障害児支援グループ ☎03-4566-2451 ○東部障害支援センター ☎03-3946-2511 ○西部障害支援センター ☎03-3974-5531
福祉タクシー券の交付・自動車燃料費助成	福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費助成のどちらかを受けることができます。	



## 保育園・学校等

事業名	内容	問合せ先
保育園等の相談・申請	集団保育が可能な豊島区民のお子さんを対象に医療的ケア児受入れ実施園（4園）において各1名受入れ、保育を行います。	○保育課 入園グループ ☎03-3981-2140
居宅訪問型保育事業（障害児訪問保育）	障害・疾病など個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅へ居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行う（医療的ケアの内容によっては要相談）。障害児訪問保育アニーへ委託しています。	
・区立幼稚園の入園 ・区立小中学校（普通学級）への入学相談 ・区立幼稚園・小中学校に配置する学校看護師に関すること	豊島区立幼稚園、小・中学校に在籍する児童・生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う看護師の配置を行います。	○学務課 学事グループ ☎03-3981-1174
就学相談	障害のあるもしくは特別な支援を必要とする児童・生徒の就学、転学、通級指導学級への入級及び特別支援教室利用に関する相談を行います。	○教育センター 教育相談グループ ☎03-3590-6746
学童クラブ等の相談・申請	保護者の就労・疾病等の理由により、放課後の時間帯や学校休業日に家庭が留守になる児童を保育します。	○放課後対策課 児童支援グループ ☎03-3981-1058



## 防災

事業名	内容	問合せ先
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業	在宅の人工呼吸器使用者に対し、平常時から災害への備えを考える機会を持つとともに、災害時の適切な行動に繋げることを目的として、災害時個別支援計画の作成を行います。	○健康推進課 支援計画グループ ☎03-4566-4113
在宅人工呼吸器使用者の停電時に備えた東京電力への患者登録	東京電力に患者登録を行うことで、停電の際の復旧見通しなど、東京電力より個別にお知らせされます。	
災害時人工呼吸器使用者自家発電装置等購入費助成給付事業	在宅の人工呼吸器使用者の方に対し、災害時に停電が発生した際に電力の確保を図るため、蓄電池等の購入費の助成を行います。	
災害時要援護者名簿	身体障害者手帳（1～4級）を所持している方など、一定の要件に当てはまる方を災害時要援護者（災害時の避難行動や避難生活において、特に手助けが必要な方）として定義し、「災害時要援護者名簿（全件名簿）」を作成しています。	○福祉総務課 災害対策グループ ☎03-4566-2428
個別避難計画	災害時要援護者の方のうち、一定の要件に当てはまる方を避難行動要支援者（災避難行動において特に支援が必要な方）として定義し、災害発生時の避難方法などをあらかじめ決めておく個別避難計画（わが家のひなん計画）の作成に取り組んでいます。	

## その他

事業名	内容	問合せ先
税の軽減	障害者控除の適用（所得税・住民税）や自動車税・軽自動車税等、税に関する各種減免措置を行います。	○豊島税務署 ○豊島区税務課 等
交通機関の割引	JR・私鉄運賃の割引や都営交通の無料乗車券発行、駐車禁止規制の対象除外等、各種割引措置を行います。	○豊島区障害福祉課 ○公共交通機関 ○警察署 等
各種料金等の軽減	水道・下水道料金の免除やNHK受信料の減免等、各種軽減措置を行います。	○東京都水道局 ○豊島区障害福祉課 等
レクリエーション	東京都障害者スポーツセンターの利用や区立体育館・プールの使用料免除等を行います。	○東京都障害者総合スポーツセンター ○豊島区学習・スポーツ課 ○障害福祉課 等